会議録

令和3年第2回更別村議会定例会 第2日 (令和3年6月17日)

◎議事日程(第2日)

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議案第59号 更別村予防接種健康被害調査委員会条例制定の件
- 第 3 意見書案第1号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書の件
- 第 4 意見書案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書 の件
- 第 5 村政に関する一般質問
- 第 6 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員(8名)

議長	8番	髙	木	修	_	副議長	7番	織	田	忠	司
	1番	遠	藤	久	雄		2番	上	田	幸	彦
	3番	小	谷	文	子		4番	松	橋	昌	和
	5番	太	田	綱	基		6番	安	村	敏	博

◎欠席議員(0名)

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村	長	西	Щ		猛	副村	長	大	野		仁
教 育	長	荻	原		正	農業委員会	長	道	見	克	浩
代表監査委	員	笠	原	幸	宏	総務課	長	末	田	晃	啓
総務課参	事	女ヶ	- 澤	廣	美	企画政策調	長	本	内	秀	明
企画政策参	課事	髙	田	大	資	産業課	長	髙	橋	祐	<u>_</u>
住民生活課会 計管理		小里	寺	達	弥	建設水道調	長	佐	藤	成	芳
保健福祉課	長	新	関		保	子育て応課	援 長	石	Ш		亮
診療所事務	長	酒	井	智	寛	教育委員教育次	会 長	小	林	浩	<u>_</u>
学 校 給 センター所	食	安	部	昭	彦	農業委員事務局	会 長	Ш	上	祐	明

◎職務のため出席した議会事務局職員

 事務局長 佐藤敬貴
 書記 伊東秀行

 書 記 南雲美幸

◎開議宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

- ◎日程第1 会議録署名議員指名の件
- 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 ○議

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、小谷さん、4番、 松橋さんを指名いたします。

- ◎日程第2 議案第59号
- 長 日程第2、議案第59号 更別村予防接種健康被害調査委員会条例制定の件を ○議 議題といたします。

議案第59号について委員長に審査報告を求めます。

遠藤総務厚生常任委員長。

○遠藤総務厚生常任委員長 第2回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました 議案、これに関しまして6月15日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしま した。その結果について報告いたします。

議案第59号 更別村予防接種健康被害調査委員会条例制定の件は、予防接種法及び結核 予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について、これは昭和52年3月7日付で厚生 省公衆衛生局長通知として発出されたものですが、これに基づいて更別村予防接種健康被 害調査委員会運営要綱により同委員会を設置していますが、新型コロナウイルス感染症に 係る臨時の予防接種実施に当たり、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤特 別職として位置づけることにより、任用根拠の適正化を図るため、地方公務員法第138条4 第3項の規定に基づき、この条例を制定しようとするものです。

慎重に審議した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上で審査の報告といたします。

長 ただいまの委員長報告の中におきまして、地方自治法第138条のところを地方 公務員法という発言がありましたが、地方自治法の誤りでありますので、修正を行っておき ます。

これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第59号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。

これから議案第59号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第59号に対する委員長報告は可決であります。議案第59号は委員 長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は可決されました。

◎日程第3 意見書案第1号

○議 長 日程第3、意見書案第1号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意 見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、太田さん。

○5番太田議員 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書の提案理由を申し上 げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の「消失」で、米の過大在庫が生じ、2020年産 米の市場価格は全国的に大暴落し、2021年産米のさらなる下落が危惧されています。このま までは、多くの米農業者の経営悪化を招くことになり、地域経済に深刻な影響を与えます。 コロナによる需要減少による「過剰在庫」は、政府の緊急買入など特別な隔離対策で市場隔 離すべきです。同時にミニマムアクセス米が毎年77万トン輸入され、国産飼料米需要を奪っ ています。国は、在庫が増えたバター、脱脂粉乳の輸入量を大幅に削減し、過剰在庫対策を 行っています。同様にミニマムアクセス米の輸入量を減らし、在庫対策をとることが財政負 担も少なく、最も有効な対策といえます。コロナ禍というかつて経験したことのない危機的 事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るため、従来の枠組みにとらわれない対策を講 ずるよう強く求めることから、別紙意見書を遠藤議員、上田議員、松橋議員、安村議員、織 田議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第1号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見書案第2号

〇議 長 日程第4、意見書案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を 求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 提案理由を申し述べます。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択をされました。条約は、核兵器について非人道的な兵器であり、国連憲章などに反するものであると断罪し、核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっております。2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86か国、批准国は54か国となり、同条約は2021年1月22日に発効しました。被爆国としては核兵器全面禁止のために真剣に努力をする証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めるため、別紙意見書を遠藤議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 村政に関する一般質問

○議 長 日程第5、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づき質問をいたします。

新型コロナワクチン接種対応につきましては、定例会、村長の招集挨拶の中で種々経過報告等のご説明をいただき、また一般会計補正予算審議においては同僚議員による質問もございましたが、改めて新型コロナ対策での諸対策につき質問をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス蔓延拡大する中、第3回目の緊急事態宣言が発せられました。管内でも蔓延拡大が続き、予断できない状況です。緊急事態宣言が6月20日までに延長されましたが、諸対応の混迷からコロナ終息の道筋は厳しそうです。ワクチン接種は任意ですが、本村の65歳以上のワクチン接種について1回以上の接種が5月23日時点で44.1%、予約済みの高齢者は87%の報道があり、住民意識の高さがうかがえますが、予約受付回線不足などの課題点が浮き彫りになり、今後の課題点に結びつければと思っているところでございます。また、緊急事態宣言の延長による経済へのダメージも懸念されます。特に飲食関係事業をはじめ、個人経営者など経営逼迫が非常に懸念されるところでございます。一方、村関連施設利用についても、長期休止による村財政への影響や村民の健康管理衰退への影響も心配されます。これらを踏まえ、村の現状課題解決に向けての諸対策について村長の見解を求めたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

まず、現状認識も含め質問させていただきますが、新型コロナワクチンの高齢者接種予約 回線の不備や予約キャンセルによるワクチンロスの回避について、今後どのように改善を 図るのかお伺いをさせていただきます。

次に、緊急事態宣言で措置区域での営業時間短縮要請などにより、飲食業への影響は深刻であると感じてございます。加えて、生活困窮世帯の精査、対策も必要と思われます。村独

自の緊急支援の必要性について見解を求めます。

次に、村公共施設の利用制限により、村民の健康管理並びに高齢者、幼児、妊婦健診など 必要不可欠な対応につき、国、道の指針を踏まえつつも村内の実態に即した独自の対応につ き検討、立案が必要ではないかと感じているところでございます。

これら3点の見解につきご答弁願えればというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 新型コロナウイルス緊急事態宣言を受けての現状課題と今後の対策につきまして、安村議員さんの質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が5月16日から北海道に発令、6月1日には発令期間が6月20日まで延長されました。村といたしましては、5月14日に第19回対策本部会議を開催、国、北海道の方針に従い、村としての対応を検討することを確認、5月17日の第20回対策本部会議、6月1日の第21回対策本部会議では村の公共施設や各種事業の対応について協議を行い、緊急事態宣言が発令されている期間は憩の家、火葬場、リサイクルセンターを除く全ての公共施設を閉鎖、各種事業も中止または延期することを決定し、防災無線、村ホームページで周知したところであります。また、現在行われている新型コロナウイルス感染症に係る予防接種につきましても、全庁体制で進めておりますので、その実施状況について情報共有も図っております。

まず、ご質問の1点目でありますワクチンの接種についてでありますが、65歳以上の方のワクチン接種予約につきましては、当初の予約枠が少なかったこともあり、電話回線が混乱をしまして、つながりにくい状況など大変なご不便とご迷惑をおかけしたことを心からおわびを申し上げたいと思います。5月の13日の予約受付からは、電話回線を3回線から6回線に倍増して対応しております。また、65歳以上の方の予約が落ち着いてきたことから、65歳未満の方の予約を現在開始しておりますが、年齢で区切って受付を行うなど、改善を図っております。また、接種当日、体調不良等の理由で急に接種できない方が出ることが予想されますので、待機者リスト登録者に接種し、ワクチンを有効に活用していきますと考えております。リストの登録者につきましては、優先接種に位置づけられる接種会場従事者を含む医療従事者、次に村職員を登録し、急な接種に対応することとしております。

続きまして、ご質問の2点目、村独自の緊急支援についてでありますが、今回の緊急事態宣言におきまして本村が対象となる措置区域では、飲食店、遊興施設の営業時間短縮等の要請が行われ、営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までとされており、多くの店では営業時間短縮、休業等の対応を余儀なくされているところであります。今回の緊急事態宣言に係る北海道からの要請につきましては、要請の協力店舗に対し、1日当たり2.5万円から7.5万円の緊急事態措置協力支援金が給付されることになっております。また、国からは緊急事態宣言の影響等に関する一時支援金に引き続き、月次支援金が給付されることになっておりますので、現在は村と商工会で連携をしまして各事業主への制度の周知と情報提供に努めているところであります。今後は、村としても影響を受けた方々が経営を維持できるように

商工会との情報共有を密にし、国や道の支援金等対策で対応し切れない事態にあっては所要の対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、生活困窮世帯についてでありますが、コロナに関連した生活困窮世帯の全体を把握することは難しい面もありますが、社会福祉協議会で行っている新型コロナの影響による貸付け制度である生活福祉資金、総合支援資金の特例貸付けを利用されている方や国保税、介護保険料、固定資産税の減免を受けている方もいらっしゃいますので、引き続きコロナ関連に限らず、村民の方がお困りのときはいつでも相談できる体制を維持してまいりたいと考えております。

最後に、3点目、村民の健康管理等についてでありますが、各種事業が中止または延期となっております。個別に対応することが可能なものは、状況を見ながら行っております。特に高齢者の介護予防教室参加者には、安否確認や状況確認を電話や訪問で行い、また健康維持のための各種資料を送付するなど、高齢者の身体、精神、社会面等への悪影響を及ぼすフレイル予防のための取組や独り暮らし高齢者世帯の戸別訪問など、村独自の取組を行っているところであります。緊急事態宣言が発令されている期間中は、不要不急の外出や移動を控えることを呼びかけておりまして、村としても公共施設の利用や各種事業の開催を制限しておりますが、各分野において個別に対応するなど、可能な限り村民の健康管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議 長 6番、安村さん。
- ○6番安村議員 少しまとめながら議題を進めさせていただきたいと思います。

ただいまご説明いただきましたワクチンの接種についてですけれども、ただいまの回答の中で電話回線の増幅、6回線にしたということの緩和措置をしたという形でございますけれども、また65歳未満の方の受付については年齢を区切って行うなど改善を図るというご説明をいただきました。そこで多少疑問に思うのが、一般の村民が今無線放送を聞いている中では16歳以上から64歳の予約を受付、昨日からしているわけです。やはり初日ということもあって、私も何人かの方からご報告いただいたのですけれども、従来どおり回線がつながらないという苦情がございます。全てが対応、全てができるという形ではないかもしれませんけれども、そういう部分も鑑みながら適正な対応をしていかなければならないなというふうに思っています。

まして、ちょっと私の拡大解釈かもしれませんけれども、65歳未満の方の予約については という、今の回答の中で年齢を区切ってという説明もありましたけれども、そうなっていな いというふうに、放送の中でそういうふうに聞き取れたという、16歳以上の方の受付を開始 しているということになればやっぱり混雑するのは当然だというふうに思っていますし、 それらのいま一度改善対策の検討も必要ではないかなというふうに感じているところでご ざいます。

次の措置区域による飲食業の対応でございます。村長の今の回答の中で、確かに母体は商

工会でございますので、商工という形の文言の使い方は決して間違ってはいないというふうには思うのですけれども、私がここで強く申し上げたいのは、なぜ飲食業というターゲットを絞った要請事項が来ている中で商工会という全体枠ではなく、やっぱりターゲットを絞って村独自の対策がどうして打てないのかなというふうに感じているところでございます。

まして先般の報道機関によりますと、この申請の受付、非常に遅いです。申し訳ないのですけれども、6月12日の勝毎の記事なのですけれども、道の時短営業などの協力要請者対象ということで支援金の申請の受付ということで載っております。5月の現在申請を受け付けている5月16日、遅くても18日から31日に要請に応じた事業者については8月31日までに郵送で申込みする必要があると。ということは、申込みする必要があるということは、審査も含めるとこの支援金というのは9月になってしまうという解釈になるということが言えるのではないかというふうに思っております。今月の中旬以降は電子申請も可能となる見込みと、これは6月1日から20日の部分の申請についてということがありますけれども、極めて対応が国、道に全て依存すると対応がまず遅いということ。私が申し上げたいのは、これは今回の場合、村長、地域ですので、地域要請ですので、地域がどう判断するかが問われている事案でございますので、ここは村民の理解も含めて飲食業をターゲットに絞った対策を私は打つべきでないかというふうに強く申し上げたいというふうに思っております。その点いま一度のご回答をいただければと思います。

3点目の関係でございますけれども、3点目というか、2点目の続きでございますけれども、生活困窮者については確かに説明をいただきました。国の支援及び道の支援対策の中でどのような形で困窮者を救っていくかという部分は十分理解はできるというよりも、それはそれなりに絶対的に法律上の憲法第25条に基づいた中でも必要不可欠な事項でありますけれども、村長、考えてみれば第1弾、緊急事態宣言の第1弾、第2弾で生活困窮者は既にもう借入れしているわけです。かつ第3回目の緊急宣言が出たら、これ以上お金借りなさい云々くんぬんの話ではないというふうに判断するのが当然ではないでしょうか。そうすると、それに対応する施策としてはやっぱり給付という体制が僕は必要ではないかなというふうに強く思っております。その点の考え方についてのご回答もいただきたいというふうに思ってございます。

3点目の村の公共施設の閉館についての質問でございますけれども、私納得いきません、正直言いまして。更別村の実態に即した中で、現実に更別の村民の中でコロナの発生がどうなるかというのは報道機関も含めて我々が数値を知る余地はありません。しかし、平穏に村の生活が、生活というか、住民が日々これ過ごしていることは多分コロナの発生は皆無に等しいのではないかというふうに判断しているところでございます。その中で私が思うというよりも、私が質問している事項は、高齢者はある程度村長手厚い対策打っていただいております。私が聞き及んでいるところでは、高齢者施設の従事者も含めてもう2回目のワクチン終了したということで、本当にこれは対応については頭が下がりますし、ありがたいこと

です。高齢者は終わっていると。

ただ、幼児、妊婦といいますか、村が今必要不可欠としている中の対策も含めて、確かに20日で、今日の報道によりますと20日で沖縄を除く各都道府県は解除する見込み、この緊急事態宣言を解除する見込みだという報道がございまして聞き及んでいるのですけれども、母子保健事業、これやっぱり大事なことです。村長の公約でないですか。子育ても含めてしっかりしなければならない。そういう部分は門戸を閉ざすのでなくて、村独自の対策で、これが必要であれば必要な対策としてどういうような対策ができるのかということをまず模索するのが僕は当然でないかというふうに思っています。

これインターネットから引っ張ったのですけれども、1歳6か月児、3歳児健診、5月18日、これ一応休止といいますか、延期する。2歳児の育児学級、これも延期、ころころるしむ、これ中止、療育事業、5月31日まで中止と。私が問いたいのは、これからの村づくりの中で高齢者も必要、働く労働者の支援対策も必要であるけれども、ここに更別に定住してきて、ここで子育てしたいなという人たちを、村長は公然と私はやりますと宣言したではないですか。その中で、そういう部分の体制は村独自として最大限の注意力を払って、全て一律に休止するということでなく、きちっと対策を私は打つべきだったというふうに思っています。

取りあえずどうなるか分からないけれども、20日で緊急事態宣言終わってしまうので、私の質問がどうなるかという課題もありますけれども、僕は今後そういったような、分かりませんけれども、まだ完全解除とは多分北海道ならないと思います。その中で一律に全てが道の指針に基づいて各町村が対策を打つという単なる、単なるという失礼な言い方しました。ごめんなさい。そういう対策ではなくて、村は村としての大事な施策も含めて独自対策を図る必要があるのではないかというふうに感じております。ちょっと長くなりましたけれども、その点についてのご回答、ご説明をお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 一番最初の電話の対応ですけれども、若干64歳以下の部分でもちょっと時間的にかかりづらいところがあったということでありましたけれども、当初一番最初のときは正直申し上げまして村長室まで高齢者の方が来られました。受話器が上がったままになっているのではないかとか、受付どうなっているのだとかいうことと、電話だけではなくて現地でというようなこともあって、それを早急に解決しなければいけないということで、電話の回線の増設工事、あるいはマンパワーということで人員配置について見直しをしました。若干ご迷惑かけておりますけれども、今のところはスムーズに進んでいるということであります。

予約については、放送では今日から16歳以上の方ということで受付だったのですけれども、実際に年齢順で、例えば65歳以上の方は終わっておりますけれども、60歳以上の方、あるいは基礎疾患のある方等については6月10日から受付を行っておりますし、40歳以上の方につきましては6月14日月曜日から行っています。16歳以上の方については6月17日か

らということで、本日開始ということになっております。12歳、15歳につきましては希望者について、ワクチンの状況について把握をしてからということでありますけれども、これについては準備ができ次第希望者に対する12歳以上の方の予約を開始したいと思います。

昨日、一番喫緊の情報として、第9クールでありますけれども、5箱目が到着するという確認が取れました。7月18日入荷予定であります。これにつきましては、これが到着をしますと接種対象者の99.79%、接種対象者が2,833人いるわけですけれども、この時点で2,827人の接種が可能となるということで、ほぼ100%ということで、接種率が100%ということには限らないものですから、余剰のワクチンも、これについても会議の中で、議会の中で報告させていただきましたけれども、有効に無駄なく使えるようにしっかりと対応していきたいというふうに考えております。電話回線については大変ご迷惑かけたということで、引き続きマンパワー、そして適切な受付対応について努めていきたいなということを思っております。

続きまして、2点目のところです。独自の商工業者ということで、今商工会とも飲食業も中心として調査を入れております。ちょっと遅かりしということでお叱り受けることもあるのですけれども、早急にどういうような状況であるのかということを把握しないと、独自対策ということもあります。私は、新型コロナウイルスがありましてから、昨年度におきましては道や国に先駆けて中小企業緊急支援事業給付金というものを計上しましたし、これは令和2年の第3弾まで、令和2年11月から令和3年1月の売上げ等の関係する部分で村独自の施策を打っております。その第4弾が必要ではないかということで、今るる調査検討しておりますので、それが分かり次第、また商工業者だけではなくて農業関係者とか生産者の皆さんの部分の動向も今把握をしているところでありますので、早急に手を打たなければならない自体が生じたときには村独自として今までどおりしっかりと対応していきたいと思います。

また、プレミアム商品券等の発行も2回にわたって行われているわけですけれども、これ について消費意欲の喚起とか、その部分の商工業の振興あるいは支援という形であるなら ば、これについてもしっかり考えていきたいというふうに考えているところであります。

ターゲットを絞ってということで、そのとおりであります。国と道の、昨日ですか、発表された支援金の部分でB型というのがありました。今までは売上げが50%以上減った部分というのがあったのですけれども、改めて30%というような形で出てきました。それで、安村さん指摘のとおりです。今緊急宣言に対する一時支援金、これの受付、これは5月31日には終わっているわけです。もう一つの飲食店等についても、これも5月31日ということで、村内からもこれについての申請、具体名は出せませんけれども、件数出ております。

そして、先ほど言われた道特別支援金A型です。これ法人20万、個人10万円ということで、 令和2年11月から令和3年3月までということで、これは4月1日から受付が8月31日ま でです。8月31日にもし申請するとすれば、これは9月までずれ込む。おっしゃるとおりで す。ご指摘のとおりだと思いますし、この部分は早急に書類等整理して、もう申請されてい る方おられますけれども、事業者の方おられますけれども、これについてはしっかりと対応できるように村としても協力したいと思います。今月次支援ということで法人20万円、個人10万円ということで、令和3年4月、5月、6月の売上げ分で、これも7月1日から8月31日までなのです。だから、これも受付がちょっと遅いということになりますけれども、そのことを把握しながらということになると、これはちょっとスピード感がないというふうに指摘をされてもおかしくないかなというふうには思います。

昨日ですか、道支援金Bということで、令和2年11月から令和3年3月まで、これの申込みが、これは7月2日から9月30日までであります。ということになれば、実際に手当てがなされるのはこれ以降になるということが考えられます。こういう点では、先ほど言ったターゲットを絞って村独自ということで、この部分で申請もされる事業者も村内でおられますけれども、その部分のほかにやっぱり独自として手を打たなければならない事態が生じた場合については、今調査していますけれども、しっかりと皆さん方にお諮りをして対応していきたいというふうに考えております。

本当に今大変な状況を抱えておりますので、多分宣言が解除されて蔓延防止策のほうにいくと思いますけれども、経営自体の持続の部分についてはかなり苦しい状況が続いているということは、これははっきりしておりますので、しっかりと把握をして対応していきたいと思います。

それと、次に生活困窮者ですけれども、今社会福祉協議会のほうでは生活福祉資金、緊急小口資金、特例貸付けということで、コロナ等の影響を受けて休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のために貸付けを必要とする世帯、1世帯につき1回限り20万以内、1年以内据置き、2年以内に償還、無利子ということで、5月現在数字ですけれども、10名近く出ております。提出済みのところはもう既にありますけれども、そういう相談を受けております。2つ目の総合支援資金、生活支援費特例貸付け、これもコロナの影響によって収入の減少、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯、これは単身世帯、月15万円以内、2人以上は月20万円以内、貸付け期間は原則3か月、1年以内据置き、10年以内に償還、無利子。5月現在、これについても提出されている方がおられます。この部分をしっかり相談等について村も社会福祉協議会任せにするのではなくて、保健福祉課等がリーダーシップを取って把握をして、まだまだつかみ切れていないと思います。あと減免措置等もありますけれども、この辺の部分も含めて固定資産税とか介護保険料、国保税等、かなり厳しく関わってくると思うので、その辺の部分をしっかり、今据置き等、100%減免、50%減免という形でかなりの数出ておりますけれども、これについてもしっかり状況を見ながら対応していきたいと思います。

もう一つは、やっぱり重要な事項でありまして、私も子育て支援とか高齢者等については しっかり対応しなければいけないというふうに思っています。一律、画一的に宣言なので閉 めるのか、あるいはやらないのかということではなくて、一つ一つのケースについて今検討 しております。まず、保健推進係のほうでは、定期的に健康診断や栄養指導、相談で支援し ている方、特に訪問しなければいけない、あるいは来所が困難な方、その方についてはこちらから出向いていって相談に対応しているところであります。

人間ドック、成人・高齢者歯科検診、これは中止、縮小せずに実施をするということで、7月からは高齢者健診も開始をする予定にしております。また、健康増進室にインストラクターの配置もということでありますけれども、速やかに5月、6月で配置できなかったのですけれども、これについては努めていきたいと思います。大人のまなびや、元気アップ講座、元気クラブ、まる元運動教室、介護カフェ、これについても中止回数も多いわけですけれども、状況が宣言が解除された時点で直ちに開始をしたいということ、また対策会議は明日持ちますので、どういう形でしていくのかということについては、今のところ中止になっておりますので、検討していきたいというふうに思っています。

あと、独り暮らしの方とか高齢者夫婦の世帯の状況をしっかり確認しなければいけないということで、災害のときもそうでしたのですけれども、75歳以上の方で安否及び最近の心身の状況、生活環境、家族のサポート状況、これについて不明な世帯については地域包括センター職員が戸別訪問して今対応しているということであります。対象者については今抽出中でありまして、しっかりと対応していきたいと思います。

また、肝腎な子育で応援、支援関係ですけれども、1・6、3健診、1歳6か月健診、3歳児健診、延期になっておりますけれども、6月23日に実施をする予定にしております。乳幼児健診も延期しておりますけれども、これについても今のところ6月30日、両方とも今月中に再開をしていきたいというふうに考えております。あと、2歳児の育児学級、これが延期に、9月になっております。ころころる一むの母子健康相談、これが中止になっております。療育事業も中止になっておりますし、クッククラブ、ころころる一むの部分等も含めまして対策会議で速やかに検討して、再開できる部分については本当に速やかに再開していきたい。個別対応の相談業務や出生時の児童の訪問、家庭訪問については、これは実施しているという状況であります。母子健康手帳アプリによる遠隔相談、今のところは相談ありませんけれども、これについても十分留意をしながらやっていきたいというふうに考えております。

緊急事態という状況の中で、解除される方向で蔓延防止のほうにいきますけれども、しっかりと子育て対応、高齢者対応含めまして、生活困窮者含めまして、大事なことは、安村議員さんおっしゃったことでほかのところの施設環境とかもいろいろあるのですけれども、村独自として村の状況を適切に把握をしながら、村独自として手を打つ部分については、これは手をこまねいていないで早急に対応するということで承ってまいりましたので、しっかり私としても対応していきたいというふうに考えております。

ちょっと長くなりましたけれども、以上であります。

- ○議 長 6番、安村さん。
- ○6番安村議員 今種々ご説明いただきました。説明の中で質問事項の項目が私ばらばらになるかもしれませんけれども、母子、村の公共施設等の部分については、村長が答えてい

ただいたように、これやっぱり村の独自対策として、単純に協議会を開催するから、明日も会議するからではなくて、これからもそういう事態が発生したときに村民に寄り添う形の具体的対策を持って、そしてコロナの感染防止をきちっと図っている中でという前提で、そういうものをただ休止する、延期するではなくて、命の大切さの部分はきちっと樹立した中の提案をまずしてほしいと思います。本当にこれ大切なことですので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、今商工関係の部分についてのご説明いただきました。確かに回答いただいている 内容につきまして、私はぜひともというか、今回の補正予算にのらなかったこと自体をすご く残念に思っているのです、正直言いまして。第1回目、第2回目のとき対策打ったではな いですか。村の対策打ったではないですか。それなのに、今回第3回目ということで期間は 延長されました。当初の計画、宣言期間より延長されました。その中での協議会の在り方も 含めて、これは大変だという思いになぜ至らなかったのか。僕はその点本当に残念に思って います。

まして飲食業、お食事だけで利益率そんなに高くないです、昼食だとかなんとかという部分だけでは。やっぱり大人数の方が来られて楽しくわいわい、がやがややっていただいた中で飲食業は利益というものをある程度確保しているのも僕は事実だと思うのです。それが自粛して、これ延期されて20日まで延期されました。期間はあった中で今回の補正予算に対策出さなかったということは、僕は非常に残念に思っている。1回目、2回目出せて、なぜ今回出せなかったのか。十分その点内部も含めて、再検討も含めて具体的に対策、村としての対策が本当に図れるという中での考えと提案を僕はしていただきたい。今後においての反省点も含めて対応、対策を講じていただきたいというふうに強く要望したいというふうに思っております。

原点に戻ります。ワクチン接種の関係、質問ばかりでなくて、1つ提案もさせていただければというふうに思っております。12歳から15歳、拡大されたということで、これから具体的にということがあります。これは任意接種ですので、非常に難しい部分も正直言って、12歳からということになると中学生ですので、非常に難しい課題を抱えながらのワクチン接種案内という形になると思いますので、その点は慎重に、接種しない、接種するという部分の差が出ないような形の十分な配慮を教育機関を含めてやっていただきたければということでお願いしたいというふうに思っています。

それと、最終的に、全然触れていなかった部分あるのですけれども、医療機関の方のワクチンの接種状況、ちょっと聞いてはいるのですけれども、それと人命救助に関わる消防さん等を含めてどこまでできているのか。高齢者施設の部分の私の知っている限りでは、従事者もほとんど終わっているという形でございますので、あえてその質問は割愛させていただきます。あとは学校、教育者の関係も含めた中でどのような形になっているのかという部分、分かる範疇で構いませんので、ご回答いただければというふうに思っていますけれども、それはそれとして、最終的にまずご提案を申し上げたいというふうに思っています。

65歳未満の受付が開始され、接種します。現役の方々が受けられるという形になっていると思います。64歳以下ということでございますので、現役労働者といいますか、現役の方々が受けられるという形になります。今のシミュレーションからいうと、水曜日、金曜日、時間的にはという部分の午後からという制約の中で接種という形になろうかと思いますけれども、ここは一つ提案なのですけれども、労働者というか、働いている方が多いということを考えると、土日とは言いませんけれども、ある程度時間外も含めて土日対応も考えていかないと駄目ではないかなというふうに思っているのですけれども、昨日の、昨日といいますか、補正予算の段階でも提案ありましたように、多くの方々が接種していただければという願い、それとコロナワクチンの確保もそれなりに2,830人、40人分は確保できているという部分を考えますと、村の考え方としては、強要ではないけれども、一人でも多くの方の接種をしたいということであれば、私は提案させていただきたいと思いますけれども、土日も含めた中の夜間も含めた中である程度の日数確保ができないのか、まずご提案させていただきたいというふうに思っています。

もう一点でございますけれども、今ワクチン接種、更別村はおかげさまで順調に進んでいる。冒頭の開会の中の村長の話の中にもございましたけれども、一応予定としては10月6日に12歳以上65歳未満を含めて、高齢者もある程度90%以上終了するという見込みの中で99%が終了見込みだというご発言がございました。そうすると、遅いところだと10月、11月になる地域も出てくるのです。本村は本当に対応が早いというか、十分な配慮をいただきながら円滑に進めていただいているわけですけれども、そこは頭の下がるところでございますけれども、地域格差が出てくると思います。市町村格差といいますか、その中で活動していくという中の一つの押さえ方として、国のある国会議員も含めて多分質問した事項だと思うのですけれども、ワクチンの接種証明書の発行について発言した方がいらっしゃるみたいです。私も新聞等では拝見したのですけれども、具体的内容については書いていなかったので把握していないのですけれども、これについては各都道府県あるいは市町村の対応になるのでないかという回答があったように記憶しております。

もし仮にワクチン接種の関係の、更別せっかくこの間から早く終わっている。対外的にそれが全て行動範囲を広げるという意味ではなくて、ワクチン接種という部分で証明書として証明という、あかしとしてある程度簡易的なものでもいいから、村のワクチン接種済み証明書的なものの発行も考えてはいかがなものかというふうに私はご提案させていただきたいというふうに思っています。これ難しい、難しくないでなくて、いろんな面で、今帯広市内もあるパン屋さんが証明書持ってくれば割引するよというような、ちょっとPRみたいな、商業的なペースのPRみたいなものもあったみたいですけれども、それはそれとして、笑い事でなんか済ませない。本当にそういう時期が、年内の中である程度地域格差生ずるのでないかという、私は心配をしているので、その点の必要は私は必要があるのではないかというふうに考えておりますので、その点の考え方、できるかできないかも含めて、検討も含めてご回答いただければというふうに思っています。

幼児教育については、本当におっしゃるとおりです。ただ、村民の健康全体を考えたとき、まとめというか、健康管理というのは一朝一夕でできるものではない。だから、更別はふるさと館を造ったり、パークゴルフ場を造ったり、いろんな部分で健康管理、村民の全体の健康管理という形で推進しているわけですから、その点の今後の対策において今後そういう部分の事態があったら知恵を絞りながら、ある程度利活用していくという施設も含めた利活用の方針を十分検討し、村民にある程度提案していただきたいというふうに思っております。

ちょっと長くなりました、私も。だけれども、その点のご回答をいただきたいというふうに思っています。

○議 長 西山村長。

○村 長 たくさんありましたので、漏れていたらまた指摘をしていただきたいと思います。

1番目の補正ですけれども、なぜ補正に出さなかったのかということですけれども、決してそういう姿勢で臨んでいたわけではなくて、私は国に先駆けて一番最初にやりましたので、道内一番最初です。調べるというのですか、どのぐらいの状況になっているのか、実際に国や道にどのぐらいの支援金を要望しているのか、重複が許されないというか、併給が許されないというのもあって、非常に制度的にはややこしいところもあったのですけれども、その動向も把握しつつ、村内の状況も把握しつつ、不測の事態が迫っているというふうには判断をしていますけれども、その部分であれば早急にそういう補正というような形で対応したいというふうに思っていました。今回は、今調査中でありますし、どのぐらいのところでどのような被害とか、維持、継続に必要なのかというところを今把握しておりますので、速やかにこれについては対応したいと。決して補正に対して最初からしないとか、そういうことではありませんで、何とかしなければいけないということで、その部分については本当に真剣に考えて準備をしてきて今の段階に至っております。そのことをご理解いただきたいと思います。

2つ目、12歳から15歳ですけれども、これについてはいろいろなワクチン接種についての考え方ありますし、12歳からについては保護者の同意が必要ということになりますので、これについては安村議員さんおっしゃっているように慎重に対応して、国ももちろん高齢者、一般の方々も強制のないようにというようなことで、本人の意思をあくまで尊重するということで、その辺の指針に従ってやっていきたいというふうに思っています。

3つ目ですけれども、消防、医療ですけれども、全て終了しておりますということで、消防、救急隊も出動するわけですので、そのことは私も気になっていて、終わっているかというような話もありまして、これについてはもう既に終わっており、医療関係も終わっております。

3つ目ですけれども、土日の関係です。これについても大樹町さんも連休からやって、土 日もやって、夕方もやっているというようなところがあったのですけれども、確かにそれも とても重要なことでありますし、一つの方法かなというふうに思います。今の体制については、水曜日の金曜日、午前1時半から4時半まで、15分置きに予約を受け付けて接種をしているというところであります。接種体制ですけれども、医師2名体制、1日最大144名ということであります。接種時間帯は休診となります。定期受診者、急患についてはもちろん診察を行うということであります。診療体制に影響するため、夜間、休日等の接種は今のところ行っておりません。一応24時間体制で訪問診療等を、これについては一切崩さないで、かつワクチン接種を行うという状況を心がけております。接種後についても経過観察等について人員を配置しているところであります。国保診療所につきましては、医師2名、看護師3名、事務方2名の計7名、保健福祉課からは保健師1名、事務4名、各課から1名の応援、計6名で接種体制については13名の体制でそれぞれ診療所、保健福祉課、各課から応援をいただいてやっているということであります。

基本的に今の診療体制を崩さない。入院されている患者もおられますし、いろんな医療体制を確保するということでありますので、土日について今の状況の中で、どうしても逼迫しているという状況の中でいろいろ、対策会議でも土日どうだろうねというような話も何回も出ていますので、その辺について今安村さんありましたけれども、早急にスピード感上げてということは重要だと思いますけれども、その部分をしっかり検討していきたいなというようなことを思っています。ただ、今のところは体制を崩さないで、今申し上げました体制の中で実施をしていっているという状況であります。

証明書の件ですけれども、国は7月に証明書の発行について検討というのですか、そういうものを出すというようなことをしております。実際に町村間の格差とか、いろんな部分出てくるのはそれは事実だと思いますし、ただ外出するときとか、いろんな部分で証明書、あるいはいろんな部分での有効活用もあると思いますけれども、ただ介護施設待機者みたいに介護施設で安心してくださいよと、かかる方がこの介護職員とか従事者はやっておりますよというのは非常にすばらしいことだと思いますし、また証明書も例えば一般の方がバッジつけるということになると、これはおまえ打っていないのかというようなことになったら困りますので、それはいろんな形で証明書が有効に活用できる、あるいは差別とか、そういうものを助長しない範囲で不利益にならないようなところで有効活用できるような形での証明書、国の方針見ながら村のほうでも検討していきたいというふうに思いますけれども、そういう形でやっていきたいというふうに思っています。市町村が紙で発行するというようなことを調整中ということで今聞いております。喫緊の状況であります。最近の状況であります。

続いて、健康管理、おっしゃるとおりです。今日質問いただいて、改めて村の接種状況、 あるいはいろんな状況につきまして振り返って点検する本当にいい機会になったというふ うに思いますし、今日の質疑、あるいは本会議でのいろんな皆さんのご指摘を踏まえて、し っかりと対応していきたいです。根本はコロナ感染ウイルスの拡大防止策に努める、そうい うことを基本に、ベースに健康管理、そして早急なワクチンの接種体制を確立していくとい うことで、何よりも村民の皆様の命と暮らしを守る、そこに安村議員さんおっしゃるように 徹していきたいという、職員一丸となって頑張っていきたいというふうに思いますので、よ ろしくご指導お願いいたしたいというふうに思います。

以上であります。

- ○6番安村議員 終わらせていただきます。村民の安心と安全のためにお互いに頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○議 長 この際、午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩 午前11時15分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 それでは、更別村こども夢基金支援内容の充実について質問させていた だきます。

要旨は、夢基金の有意義な活用方法についてです。更別村こども夢基金は、更別村のために集められた寄附から成る21世紀を担う子どもたちのためにある基金です。現在は、夢を持った子どもの健全な育成の推進を図ることなどを目的に、個人や団体が特色ある新たな取組や体験交流活動など、裾野を広げるような活動を中心に様々な支援を行っています。夢基金の事業実績は、5年間で大会への派遣5件、文化、茶道、アートの体験事業で5件と年間平均2回で、令和2年度末のこども夢基金残高は1,200万円を超えております。今のままでは、夢基金は将来へ夢を持った子どものためにあるものの、子どもの社会教育における課題に対し夢基金が活用しにくい状況にあり、夢基金の在り方について改めて検討し直す必要があると思います。

少子化の中、社会教育における少年団活動の今後の在り方や村外のクラブ活動や高校通学、文化芸術に対する活動など、更別村で課題となることを教育委員会が中心となってアンケートなどを行い、精査し、新たな目線で支援していく必要があると思います。夢基金は、ばらまきではなく、特色のある新たな取組に対して助成することは承知ですが、課題を整理する中で見えてくる新しいニーズに合った取組に対しても助成の幅を広げていくべきですし、それがこれからを生きる子どもたちにとって有意義な活動につながることだと思います。

夢基金で支援できる活動が今のままでいいのか、教育委員会が中心となり、進めることが 必要であると感じますが、夢基金に対する考え、子どもの社会教育に対する活動の考えにつ いて教育長にお伺いいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 太田議員の更別村こども夢基金の支援内容の拡充について、ご質問に対しお答えを申し上げます。

初めに、私の夢基金に対する考えについてであります。こども夢基金は、子どもの夢と希望を育み、あしたへの目標を持ち、夢に挑戦できる子どもを育てることを目的に、多くの方々からのご寄附を原資とし、次世代の育成支援に関する事業を支援するために平成20年4月に基金条例を施行いたしました。現在も多くの方からいただいております寄附金につきましては、寄附された目的に活用されますよう、更別村寄付条例第2条に規定されたそれぞれの事業ごとに仕分けられ、関連する事業の財源として運用されていることから、直接こども夢基金に積み立てられることはなくなりました。

さて、助成金の交付事業は大きく3つの項目で構成されております。1つ目は健全育成活動として読書活動や教育教材の開発、普及活動のほか、社会教育団体活動、または学校教育活動以外の多様な活動など、2つ目は自然体験や社会奉仕体験などの体験活動と宿泊学習等による他校との交流活動、3つ目は芸能、芸術の鑑賞活動となっております。助成額は、それぞれ事業に要する経費の8割以内、1事業100万円を限度としております。項目立てはしておりますが、内容を四角四面に限定しているわけでありませんので、幅広い用途でご活用いただける内容と考えております。

しかしながら、質問にありましたように、実績については思うように伸びていないことから、有効活用に向けて何らかの対応が必要と考えているところでございます。周知不足やどんなことに使えるのかよく分からないといった部分もあるのではないかと推察しておりますので、改善が必要と思われる点につきましては見直しを進めてまいります。基金の運用に当たっては、21世紀を担う夢を持った子どもの健全な育成を推進するための新たな取組や様々な活動を趣旨としております。これまでも学校教育、社会教育に関わる活動につきましてはそれぞれの要綱等に基づき、本村の子どもたちへの遠征費用等の助成を実施しておりましたが、住民の方々からの相談あるいは要望によりまして、これら要綱等に該当しない子どもたちに対してもひとしく同様な支援ができるよう、本基金の運用を改善してまいりました。制度がスタートしてから13年が経過し、この間子どもたちを取り巻く背景も急速に変化しております。課題の整理や内容の精査を行い、より皆様にご活用いただけるよう、工夫、検討を進めてまいります。

次に、私の子どもの社会教育に対する活動の考えについてであります。子どものときに経験した自然体験やスポーツ活動、芸術や文化に接した感動などは、一生の財産として子どもたちの記憶に残り、これからの自分を切り開くかけがえのない思い出になることは言うまでもありません。今年度より第9次更別村社会教育中期計画がスタートいたしました。ここでは、少年教育について学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があるとされております。子どもの社会教育的な体験活動は多岐にわたります。それに対応できるよう、教育委員会としても様々な

事業を実施しておりますが、これで全ての子どもの要求に応えているとは考えておりません。子どもたちがさらに目を輝かせて活動できる場面を創設するためには、やはり教育委員会だけではなく地域の皆様のご協力が必要と感じております。子どもたちの社会教育をさらに推進するために、家庭、地域、学校、行政の連携をより一層強めてまいりたいと考えております。

社会教育事業が新型コロナ感染症防止対策により制約されている中、なかなか思うような活動ができない状況が続きますが、社会教育の活動の灯は消さないよう、職員一同鋭意努力してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今のご答弁でもあったように、夢基金の活動内容に対してはその見直しをして、幅広く使えるようなニーズに変えてきたという経緯もあるということでご答弁いただきました。確かにそういった経緯もありながら、活動内容の部分に対して、健全育成活動、体験活動、鑑賞活動、これ本当にただこの要綱の部分で聞くと、すごく幅広くて何にでも対応したものかなというふうに私も最初感じました。

いざそれを自分に置き換えて使ってみようと思ったときに、要綱の中の細則という部分があるのですけれども、健全育成振興活動に対する助成の活動例というところにいくと、1、子どもを対象とする読書活動など、これ分かります。2、子どもの健全育成を目的とする団体活動、子ども会設立記念等に伴う活動事業、何かよく分からないなというところが、現実と今本当に子どもたちが夢基金を通して必要とされているのかなというところがちょっと違和感を感じるところがあります。また、子どもの教育教材開発、普及活動、これは子どもの体験活動、交流活動の支援、分かります。この4つ目、これも少し分からないところなのですけれども、子どもの社会教育団体活動、または学校教育活動以外の多様な活動、恐らくこれはスポーツ大会等の派遣なのだろうなと思うのですけれども、そこの下の部分に社会教育団体活動、または学校教育活動の助成の対象とならない文化、スポーツ活動、同じことを同じ4番の例えの文で言っているのですけれども、部活動とか学校活動以外の多様な活動に支援しますよといいながら、その対象とならない文化、スポーツ活動、臨時的な備品と書いてあるのです。

現在の子どもの夢基金として、教育長も答弁でおっしゃられたとおり、すごく夢のある幅のある基金なのですけれども、細則で見たときにどうしても、活動内容を自分で何かできないかなというアクションを考えたときに、大体の保護者がここで何だかよく分からないなというか、何か使いにくいような雰囲気に感じてしまったり、幅広い割には細則の部分で限定されているような例えになっているのではないかなということもちょっと見受けられますので、そういう働きかけの工夫なんていうものもあると夢基金もっともっと有効に利用していただけるかなと思いますので、ぜひこの課題精査のときに参考にしていただければと思っております。

また、課題整理していく中で、夢基金の幅を少しでも広げていくことがやはり求められて いると思うのですけれども、現在子どもたちの活動、どのようなことを見ても広域になって きたり多様化されて、時代が変わっているなというふうに感じています。少年団活動一つ取 っても、現在では子どもが少なくて活動人数が限られていたり、クラブ活動が多様化してい て、ほかの村外でクラブ活動してみたり、そういったことで広域ということに対しての課題、 親、保護者、子どもたちが必要とすることというのがあると思うのです。そういったことを 何か夢基金に併せていけないものかということも同時に課題整理していただきたいと思い ますし、少年団に併せて言うなら、指導者に関する課題、いろんなスポーツ少年団、現在も あると思うのですけれども、片やこの少年団は学校の先生がついていて、しっかり運営がな されている。だけれども、ほかの少年団見てみると学校の先生はついていなくて、地域の 方々がバックアップする。バックアップしているところまではいいのですけれども、それが 本当に長く継続的に、子どもたちが少なくなってきて活動が制限されてきて、いろんなこと やりたくてとやっているときに、先生、しっかりした指導者の確保とか指導者の体制、その 指導者に対する援助も必要ですし、全ての少年団活動の在り方についても夢基金というと ころで何か当てはまらないかなということで見直しというものも必要だと思いますし、そ ういった活動の幅を広げて、分かりやすく伝えていくということが必要なのではないかな と思っております。

新たなニーズにも対応できることをアピールしていった働きかけというものが必要になっていると思いますし、子どもたちの未来のために何が必要な支援なのか、教育委員会はそれを求めて活動、精査していく必要があると思います。必要な支援の在り方の検討、働きかけの工夫について改めて教育長の見解をお伺いいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 初めにご質問のありました細則が非常に分かりにくいというご指摘がございました。私の最初の答弁の中でもご説明いたしましたけれども、そういう部分が結局この夢基金の運用の足かせになっているのかなという部分も考えられますので、ご指摘の部分につきましては今後検討して、分かりやすい内容に改めていきたいなというふうに思っております。あわせて、本夢基金についてはこういう事業だよということを広く村民の方に分かるような形で広報、発していきたいなというふうに考えております。

次なのですけれども、夢基金の運用の関係で、少年団の活動の内容も広域にわたると。あわせて、指導員の先生方の確保についても少年団ごとにいろいろな差があるというようなご指摘でございます。私もそのように思っております。先生方も、小学校の先生方が主に少年団についてはついていただいておりますけれども、これは先生方の本当に厚意で地域にご貢献いただいている状況であります。そういう関係上、全ての少年団に満遍なく先生方が張りついてという状況にはない状況にもなっております。ただ、指導員の先生がいないから少年活動を中止するとか、解散するということは、これはぜひ避けなければいけませんので、そういう部分についてもどういうような支援ができるのか、今後検討していかなければな

らないのかなというふうに考えております。

先ほどからスポーツ少年団にばかり私も答弁させていただいておりますけれども、スポーツ少年団以外の部分の夢基金の活用についても今後いろいろ検討していかなければならないのかなとも考えております。私は、今年度から実施されます9次の中期計画の中でもうたっておりますけれども、今の少年教育の問題点については更別村に愛着を持って誇りを持てるような、そういう少年教育の社会教育の部分についてはちょっと手薄でないかという指摘があります。あわせて、自然体験、異文化交流についてもちょっと手薄でないか。あるいは、子どもたちのコミュニケーション能力を高めるための活動も手薄でないかというような指摘があります。9次計画に基づく課題解決のために、今後新しい取組も考えておりますので、そういう部分で取り組んでいきたいなというふうに考えております。

いずれにしましても、子どもたちの活動が停滞したり、あるいは失われることがないような取組については多くの方のご意見を伺いながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ありがとうございます。課題整理を進めていく中で見えてくる課題というものが、聞き取りなど、子どもたちの話や夢を語っていただいたり、保護者にも聞き取り等をしていけば、必ず夢基金の在り方という方向性が見えてくるのではないかなと思います。また、そういった取組から、夢基金のみならず、指定寄附で受けている人が育つまちづくりという部分で支援できるのではないかなとか、夢基金から始まって、人が育つまちづくりとか、大きな社会教育という枠になっても課題でクリアしていって、これはこういうほうに回していこう、こういうところでクリアできるのではないかというふうに新たなニーズと新たな目線でぜひ取り組んでいってほしいなと思います。

田舎だからこんなことができない、スポーツできない、勉強がこんなふうにできない。芸術面でもなど、何か本当はやりたいことが子どもたちができないなんていうことが、そういった困ったことがないように広く支援できる制度が、せっかく夢基金という制度があるのですから、少しでもニーズに合った施策を取ってほしいと思っております。

私も2回目の質問で少年団活動のことを言いましたけれども、子どもたちの社会教育全般ということに関して言えば、村内の、3つ目の質問なのですけれども、夢基金、子どもたちの社会教育、特に文化芸術について3回目の質問をしようと思うのですけれども、更別村ってなぜかスポーツ少年団とか、そういったものがすごく活発で、成績も収めているのですけれども、なぜか芸術に乏しいところというのが教育長、あると思わないですか。僕は、生活していても更別に芸術性ってないなと、ないなと言ったらちょっと失礼なのですけれども、ちょっと乏しい部分があるのではないかなと思います。町並み、まちを歩いて散歩していたり自転車乗ったりしていても、町並みを見て、こういうのって子どもたちこういうふうにつくったり、いろんな先代の人たちつくって残してきたものなのだなという愛着という

か、芸術的観点というもの、もしくは分譲地をしたとしても区画割りばあっとするのですけれども、そこの中でちょっとした記念に木植えてみようかとか、何か後々に残るような、郷土を愛するというか、そういった取組もちょっと少ないかなというように感じるところもあります。

デマンド交通の資料であったものなのですけれども、将来運転が困難になったときの移動手段のアンケート取っていたのですけれども、このうちの21.5%の人が村外の便利な場所に引っ越すと回答したのです。企画政策課の方々も恐らく相当びっくりされたかなと、私自身もびっくりしたのですけれども、引っ越してしまう人が21%もいるということは、全体の3,200人で考えれば640人も更別からいなくなってしまうということを回答しているのです。だから、そういった芸術面、文化面にとって更別の社会教育から成る郷土愛を持たせる活動という取組が夢基金を通して何かできないかなと、そういった更別文化芸術プロジェクトみたいな感じで題して、子どもたちが夢を持って更別村に住んでもらう。一度外に出ても将来更別に帰ってきたいと思わせる施策が必要だと思うのですけれども、教育長はどのように考えるでしょうか。今の子どもたちが大きくなって振り返ったときに、更別村の文化や芸術活動で子どもたちがつくり上げてきたものを歴史、伝統として守り、村を誇りに思うような取組、こういったことを夢基金プロジェクトなるものを立ち上げて地域がみんなで創造し、未来の子どもたちから次世代の子どもたち、村民に向けて芸術的な文化的に残していく活動が必要だと思いますけれども、最後にその必要性について教育長にお伺いいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 最初のほうでご質問のありました夢基金の在り方、要するにそれをどういう ふうな形で進めていくかということなのですけれども、少しでも多くの方のご意見を伺わなければならないのかなと考えております。幸いに教育委員会には様々な協議会があります。学校にもあります。そういう方々の意見をいろいろ拾いながら今後進めていきたいなと 思っております。

それと、あと郷土愛を育む夢基金に沿った活動ということでございます。私の子どもたち、もう30代半ばぐらいなのですけれども、その子たちが小さかった頃には、例えば郷土の話をすると、神社でお相撲取ったことがあるだとか、あるいは露店でいろいろ型抜きをしただとか、そういう思い出がすごくあるのです。あわせて、冬は冬で、昔はビバサンタカーニバルってたしかあったと思うのですけれども、それにも子どもたち出て、あのときに歌った歌、今でも子どもたち歌えます。ただ、そういう活動が少しずつなくなってきて、それに代わるものが少しずつ、もうなかなかないのかなというのが実態なのかなというふうに思っております。議員が言われました更別村の歴史を学ぶ、そういう学習、これも非常に大切だと思っております。ただいま、先ほども申し上げましたが、第9次の社会教育中期計画では新しい事業を今いろいろ検討しております。その中に今議員がいろいろ説明していただきました内容について盛り込めるような方向でちょっと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番太田議員 夢基金はとてもよい制度だと思いますし、今後継続されていく中でぜひ 有意義な活動になる検討をしていただければと思います。

終わります。

○議 長 引き続き村政に関する一般質問を行います。

順次発言をよろしくお願いいたします。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に沿って村長 に更別村における移住、定住対策について質問をさせていただきます。

初めに、平成30年度から令和9年度は10年間の第6期更別村総合計画で基本目標1として、便利に生活できるまちづくりとし、住民や村を訪れる人たちが便利さや快適さを村全域で感じられるようなまちづくりとございます。特に重点施策2では、新たな人の流れを増やし、住んでみたいまちをつくると示されており、移住、定住に結びつく環境の整備や効果的な情報、サポートに努めるとあり、そのためには移住相談ワンストップ窓口の有効活用が今後ますます期待されます。

次に、更別村の総人口ですが、令和3年3月末時点では3,160人で世帯数1,349世帯、移住、宅地分譲状況は平成30年から令和2年の3年間で27人、20世帯の方々が移住され、新コムニ団地24区画中14区画決定済み、上更別オークヴィレッジ20区画中、残り6区画と売り家1戸(5月19日時点)とも伺っております。定住化促進住宅も活用されているところであります。さて、村での新たな取組は、村内5地区での5G通信サービスが開始され、スマート農業はもちろん、4月に内閣府に申請の更別村スーパーシティ構想で特区選定を目指しているところと承知いたしておりますし、一方で2年の農村地域予約型タクシーの実証実験から、高齢者等移動手段や新たな村内の交通手段として更別村乗り合いタクシーを来たる10月より本格運行方針とのこと。これらを基に村長に質問させていただきます。

- 1、様々な取組は、暮らしの利便性と満足度につながる魅力ある更別村のあかし。村に関心を持った方へのワンストップ窓口対応にはスピード感が必要であり、ホームページ、移住、 定住内容の充実も必要だと考えますが、村長の考えをお伺いさせていただきます。
- 2、定住化促進住宅と宅地造成は、移住、定住施策に有効と考えており、今後村としての 方向性を村長にお伺いさせていただきます。

お願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 小谷議員さんの更別村における移住、定住対策につきましてのご質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

先般北海道が公表いたしました2020年、令和2年国勢調査の速報値によりますと、本村の人口は3,080人で、2015年、平成27年の国勢調査から105人、3.3%の減少となり、2010年、平成22年の前々回調査に続いての減少となりました。減少率につきましては、前回の6.1%

から抑制されたところでありますけれども、引き続き危機感を持って対策を講じてまいりたいと考えている所存であります。こうした中で現在取り進めている第6期総合計画並びに第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、移住、定住対策を重要課題として位置づけ、鋭意取り組んでいるところであります。

ご質問の1問目にありますが、全国で地方創生の取組が進められている中、移住に関心を持つ方への対応にはご質問にありますとおりスピード感が重要であります。村では、企画政策課を移住相談ワンストップ窓口とし、住まいや子育て支援などに関する情報のほか、無料職業紹介所の併設により仕事に関する情報を集約し、移住に関する相談や問合せに随時対応しているところであります。情報発信につきましては、村ホームページでの移住関連情報の発信のほか、フェイスブックやスマートフォンアプリなどを活用し、村の出来事やイベントなどの多彩な情報を含む内容の充実や更新頻度の向上などに努めてまいっております。現在コロナ禍にありまして、これまで仕事と住環境の関係を根底から覆すような価値観の変革がもたらされ、ワーケーションといった新たな動きや人口が集中する都市部を離れて地域への移住を求める声の増加が見込まれております。こうした社会環境を取り巻く変化に遅れぬよう、適切な情報発信に努め、必要な施策を実施してまいりたいと考えております。

2点目の定住化促進住宅と宅地造成の今後の方向性についてでありますが、定住化促進住宅につきましては現在昭和区に1戸、更別市街地に2戸を整備しており、更別市街地の2戸につきましては昨年全面リフォームを行い、現在入居者を募集しているところであります。昭和区の1戸につきましては、平成30年から入居されている方が現地での定住を希望しておりまして、地域からのご要望もいただいておりますことから、売却について検討を進めてまいりたいと考えております。売却に至った場合、更別市街地の2戸のみとなることから、新たな住宅の整備について検討を進めたいと考えておりますが、農村部の定住化促進住宅につきましてはこれまでも勢雄区、昭和区に整備したところですけれども、今回の申出も含め、いずれも現地での定住を希望されております。農村部と一口に申しましても住宅周辺の環境は様々であり、入居者にとっては入居中に築いてきた地域の皆さんとのつながりも含め、他の土地へ移り住むことは容易でないということがうかがわれます。こうしたことを踏まえ、農村部における定住化促進住宅につきましては売却を視野に入れつつ、民有地の空き地、空き家などの利活用も含め、新たな仕組みについて検討してまいりたいと考えております。

また、宅地分譲につきましては、本年から分譲開始となった新コムニ団地の24区画のうち14区画が申込み済みとなっております。先般報道されておりました世界的な木材価格の高騰によるウッドショックの影響も懸念されるところでありますが、早期完売に向け、PRを行ってまいります。新たな宅地造成につきましては、新コムニ団地の販売状況を見定めながら、宅地不足を起こさぬよう適切に計画してまいりたいと思います。なお、今議会で議決をいただきました民間賃貸住宅でありますけれども、住宅建設促進費でありますけれども、現在建設主体の募集を開始したところであります。

以上、お答えといたします。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ただいまご回答をいただきました。村長、ありがとうございます。ただいま令和2年国勢調査速報値伺いました。更別村人口が3,080人で、平成27年、5年前の調査から見ますと105人、3.3%の減少であるともお話ございまして、危機感を持って対策を講じていくというお話をいただきました。

質問の1点目、その対策となる一つが第6期総合計画での基本目標、そして重点施策に表れ、新たな人流増、住んでみたいまちづくり、そして移住、定住に結びつく環境の整備、これは常に一歩先を更別村が行っていると私も思っているところであります。さらに、情報提供、サポートに努めるのが移住相談ワンストップ窓口だということで、これは共通認識かと思われます。令和2年度まで3年間でおよそ27人ほどの方々が移住をされたということは、これを多いとするのか、また少ないと見るのかは分かりませんけれども、私は一人でも問合せをいただいて、来ていただき、また見て納得、確認をされ、そしてたくさんある自治体の中からこの更別村を選んでいただき、一大決心をしてくださったことを大変うれしく思っているところであります。共々に村づくりの一員となられる方に私たちもウエルカムな気持ちでこれを大切にしたいと思うところであります。

このほかにも人数です。聞くところによりますと移住を希望された方々もおられたということでございます。様々な思いやニーズ、それのマッチングは大変であろうと推察するところであります。つまり移住、定住対策は誰のための何の施策なのかというのが私は重要だと思っております。大事なのは、私たちも新たに住まわれる方も皆さん一緒にまちづくりをしていきましょうということではないでしょうか。加えて、村民へのこの施策の周知あるいは啓蒙活動など、共々に開かれた情報提供、これも折に触れながら大切と考えるところでございます。

また、情報提供では、村外に向けましても村ホームページでは移住、定住ガイドとして2019年9月からと記されております。この世の中、刻々と変化、変動する社会におきまして、更別村としても適宜村のニーズ、ニュースやトピックスを織り込んで更新されてはいかがでしょうか。私が申し上げたいのは、生きた情報を発信を時折していただけたらなという思いであります。方策といたしましては、春、夏、秋、冬のすばらしい写真も織り込まれておりますが、目を引きます。もう一歩踏み込んで動画映像などもインパクトがありまして、来訪のきっかけになるのではないでしょうか。しかし、最も大切なことは、私が思うに心豊かな温かな対応から人と人がつながり、顔の見える、今はオンライン対応とか、それから来訪の際のことも踏まえまして申し上げております。顔が見えて安心、信頼、信用。更別村としても安心、信頼、信用につながるのではないでしょうか。

そして、2点目のお答えも頂戴いたしました。定住化促進住宅の昭和区の1戸の方が定住 希望から、売却の検討をされているとのこと、こちらは理解させていただきました。宅地分 譲では、新コムニ団地が好調と伺い、ニーズに対応でき、今後も期待するところでございま す。また、上更別オークヴィレッジでも残り少ない区画となりまして、プロポーザル方式ということでありますから、期待もし、もう一息といったところでありましょうか。団らん、安らぎ、交流スペースの提供と書いてございまして、村長も以前上更別でのにぎわい、にぎわいのあるところにしたいとおっしゃっておられたかと思います。今後の乗り合いタクシー運行等、住みよい一助と上更別もなればと期待しております。今後の新たな宅地造成は、更別村の将来に向けて必要度により、住み続けたいまちとして、そして住みたいまちとして移住、定住にも必須の条件と考えております。大変理解させていただいたところでございます。

2回目の質問のほうは、最初のほうの1点目の質問のほうでお願いしたいと思います。よ ろしくお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 小谷議員さん、大変ありがとうございました。いろいろとご指摘の点ありまして、また一定の評価もいただいているということで大変うれしく思っております。これに気を緩めることなく、しっかりと人口減少に対応した村づくりをしていきたいというふうに考えております。

1点目のPRあるいはホームページの更新とか等々で、従来から議員の皆さんからもご指摘ありましたように、情報提供が非常に弱いというようなことがありまして、例えば宅地分譲する前に子育て支援策、あるいは充実している部分とか、そういう部分が浸透をなかなかしていないということでいろんな方から近隣の市町村にそういう方たちが移住先を決めているよというようなことがありまして、もったいないですよというような話がありました。しっかりそこは発信して、子育て支援も胸を張ってできる高校生までの医療費の無料化でありますとか、給食費の補助とか、保育料、幼稚園の、両方とも今は保育料ですか、というようなことも補助がありますし、いろんな形の支援策もしております。あと、高齢者との部分もしておりますし、その点で第6期の総合計画、あるいはまち・ひと・しごとの総合戦略に掲げました目標、重点施策に従ってしっかりとやっていくためには、その辺のPRとかしていかなければならないと思います。

また、たくさんの方来られているわけですけれども、この部分については、小谷議員さんおっしゃったように、主体者となってもらうということで、村の村づくり、まちづくりの主体者となって住民主体の、あるいは住民中心のという形ですか、という形で一緒にやっていくという機運を広げていかなければいけないのかなというようなことを思っています。その点はご指摘のとおりでありますし、今いろんなパンフレットがあって、更新しなければならない時期とかの部分もあるところもありますけれども、その部分についてもしっかり動画の対応を取り入れるとか、SNSとか、いろんな形でやっていきたいなというようなことを思っております。今上更別地区も市街地区もおかげさまをもちまして5Gが屋外では使えるような状況になっています。村内5か所ということで、それだけの整備をされているところはほかにはないと思いますけれども、5Gが来ている住宅地である、市街地であるとい

うようなところは、これは大いに宣伝してもいいのではないかなというようなことを思っていますし、いろんな子育て支援等々、施策等々もしっかりとPRをしながらやっていきたいと思います。

まち・ひと・しごとの5年間の計画では、本当にKPIは大胆な提案をしております。移住者数を5年間で50人にする。あるいは、定住化住宅の入居者数も増やす。あるいは、住宅建設申込みを5年間で40件にする。これは達成できない目標ではないというふうに考えておりますので、今までの実績等を含めましてしっかりと対応していきたいなというふうなことを思っております。移住、定住、第6期の総合計画の最初にも述べておりますけれども、人口減少に対してしっかりとした対応を今取らなければ、20年、30年後の豊かな継続できる村はあり得ないということを肝に銘じながら、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ただいま詳しくお話をいただきました。今やらなければというお話がございました。さきに、更別に住みたい、移住したいけれども、私もマッチングという表現をさせていただきましたけれども、様々な思いやニーズと、もちろん一生懸命やっておられるのも伝わっておりますが、よそに行ってしまうというのは残念だなとは思っておりますので、そこのところの方策というか、そういうのも煮詰めていっていただきたいと思っております。

人口減少、すぐに増えるものでもございませんけれども、産業構造、まちとしての成り立ち、村長おっしゃっておられました保育、教育、そして生活、医療、介護、また基本である行政、財政運営など、全ての機能、つまり更別村の地域社会にこの人口減少が大きな影響を及ぼすということは誰しもが分かっていることで、明らかであります。昨今ライフステージ、ライフスタイルの多様性、コロナ禍で拍車をかけたのがおっしゃっておられましたようなテレワークではないでしょうか。テレワークの中にも様々あるようでして、サテライトオフィスやコワーキングスペースの施設型、また仕事と休暇でワーケーション、そして在宅勤務、これは自宅利用型と表現しているようでありますけれども、いずれも働き方の変容、改革であります。つまり転職なき移住型、移住も可能ということで、そんな時代が来たというわけであります。十勝管内でもテレワークを視野に自治体もしのぎを削る。上士幌さんですとか、いろんなところでしのぎを削る状況が出ているかと思います。

一方で、更別村のよさは決して忘れてはいけませんし、私たちもPRしていかなければならないところであります。皆さんよく御存じではあろうかと存じますが、アクセスのよさはもちろん更別の強み、帯広空港から15分、帯広から40分、札幌から3時間20分、そして日高山脈を背景としたダイナミックでのどかな風景、子育て環境や医療、買物など、コンパクトシティーで静かで心豊かな住環境から、住みやすさのアピール、このことから更別村の将来、未来に思いをはせますとき、村長は20年後、30年後のこの村があり続ける姿をいつも熱く熱

く語っていらっしゃいます。過日、帯広青年会議所によるSDGs、2030年に向けての取組を十勝管内市町村にも広げていこうということで、管内では8番目、村も連携協定を結ばれたとお伺いしております。このことは、持続可能な地域社会、更別村として協働の村づくりのためにも移住、定住対策、施策はこの先も大変重要と考えます。最後にもう一度お伺いをさせていただきます。

○議 長 西山村長。

○村 長 様々なご指摘を伺いました。今お話ありましたように、青年会議所と、報道は されませんでしたけれども、8番目にSDGsということでお互いに協力してやっていき ましょうという連携協定を結びました。

また、サテライトオフィスですけれども、これについては先日、道の応援、知事が肝煎りでやっている事業がありますけれども、そこの部分で実はサテライトオフィスの数は北海道の中で更別村は札幌市に次いで第2位であります。10の企業、あるいはそういう方が村において、場所はそんな多くはないですけれども、サラパークのオフィスですとか、いろんなところでやっておるということで、道の会議の中で更別村でのテレワークのなぜそのように多く都市から来ているのかというようなことで、会議にも参加させてもらいまして、更別村での取組を発表させていただいております。

また、十勝ワーケーションガイドブックの中でも更別村が非常にたくさん大きく取り上げられているということで、非常に注目を浴びているということで、アクセスが本当に、東京から今スーパーシティの関係で企業さんもいっぱい来ていますけれども、こんなに近いとは知らなかったと、東京を出て、会社を出て何時間後にはもう村役場に来れるというような状況がありまして、そういう点では空港からのアクセス、そして2分か3分で高規格道路に乗って全道各地に行けるわけですから、そういう点では交通の便とかアクセスが非常によいということで、これは本当に伸びますよねというようなことで、いろんな問合せがあったり、あるいは老舗の神奈川の方が新しく飲食業とかいろんな形で開店を目指して頑張っておられるというような話も来て、いろんな話が今来ております。そういう点では、その一つ一つを大事にしながら、またチャレンジしたいという方には村のチャレンジ資金とか、いろんなものを活用していただいてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そういう点では、自分としては本当に今やらないと、持続可能な村という点ではすごい危機感を持ってやっております。本当に高齢者が幸せに年を重ねられる、そういう社会、あるいは人口減少の中でもしっかりと基盤をつくってやっていく。先ほど申しましたように、賃貸民間住宅の建設の関係でも議決をいただきましたけれども、前回に至っては2棟とも建設中に募集がというか、居住者の希望が満杯になるという、そういう状況でありました。宅地も遅きに失したのかなということで、すごい勢いで今購入をいただいておりますけれども、次のところを見据えて宅地分譲と居住、そして「わくらす」にも載りましたけれども、移住してこられるためには雇用がないとということもありますので、そこをしっかりと確

保しながら、しっかり施策について取り組んで、目標値を達成できるように、そして皆さん が幸せに暮らせる更別村をしっかりと目指していきたいというふうに考えております。 以上であります。

- ○3番小谷議員 ありがとうございました。移住、定住対策、期待いたしております。
- ○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第6 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第6、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会はさらべつまるごとブランディング計画について、産業文教常任委員会は農作物の作況について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。 したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。これ

にご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和3年第2回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 0時09分閉会)